

ト容認スルノ餘地ナシト回答シタルニ職工側
止ムシ得サルヲ以テ暫時ニシテ引取り直ニ大阪鉄
二組合北大阪支部(本工場及其附近大阪電氣
文市ニ報告スルト共ニ之レカ應援ヲ求ムル所アリ
内田ハ会四時會社側ノ訪レ職工側ノ義分讓
歩ニ竟猶アルヲ以テ會社側ハ此際解雇手当
制度ヲ設ケ從來ノ請負制度ヲ日給制度ニ變更シ
以テ收入ノ保障ヲ得セシメラレタシトテ調停ノ意ヲ
通レタルモ会社側ハ之亦体ヨク拒絶シタリ於茲
職工側、憤懣甚ラシノ顧迷ナル会社側ノ屈服
セシム嵩メ館道戰ヘシトナシ内田ハ亦大阪鐵工服
組合トシテ極力之ヲ膺接セムト激勵スルアリテ
其第一着、手戻トシテ会夜ヨリ会社横手ノ職工
社宅森慶太郎方ニ爭議、事務所ニ於テ、亦三十日朝未
リ而シテ爭議、事務所ニ於テ、亦三十日朝未
大改鉄工組合幹部熊澤喜一郎、内田文市等
約十名集会シ善後策協議、結果今後ノ
約十名集会シ善後策協議、結果今後ノ

運動方情トシテ

1. 本三十日夜、複説会開催ノコト
2. 口明後二月百市威運動ヲ為スコト
3. 友誼團体ニ機ヲ飛シ應援ヲ求ムルコト
4. 仕上及火造部職工ト本争議引入ルコト

等ヲ決定セリ尚本争議ハ今日ニ於テ、鑄物部職工
ノ干渉也ルモノニテ他ノ職工ハ之ヲ傍観也ルノ状態ナリ
ヲ以テ職工側ハ罷業ノ舉ニ出ウルモ其效果以シトテ
其后も依然名業ヲ續ケワーアルカ一方会社側ハ之カ
対策ニ關立テ三十日夜會社事務室ニ於テ重役会議
ヲ開キタルノ要領中、償銀値上(復旧)ハ容認、余地
ナキモ解雇手当制度、設定ハ時刻上脱し難キ所有
然共、今日之ヲ容ル、時ハ後日栗例ヲ贈ス、虧アルニ
係リ本争議落着後ニ於テ自発的ニ之ヲ發表スルコト
ニ決シ職工側ニ對シテハ依然トニテ強硬ナル態度ヲ以テ
前記ノ如ク職工側、氣勢ヲ揚ケリ嵩メ申三十日夜